

住宅防音工事の事務手続に関するお知らせ

- 平素より、防衛施設周辺にお住まいの皆様におかれましては、防衛施設行政にご理解・ご協力を賜り、感謝申し上げます。
防衛省では、自衛隊飛行場などの周辺におきまして、航空機騒音の防止又は軽減のため住宅防音工事の促進に努めております。
- 住宅防音工事を実施する上で皆様方には、補助金の交付申請を行っていただいてから補助金をお支払いするまでの間に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく各種事務手続を行っていただいております。
- この事務手続に係る費用については、これまで「地方事務費」として助成しており、多くの方は第三者に委託していましたが、平成22年5月に行われました行政刷新会議の事業仕分けにおきまして、住宅防音工事に関する地方事務費の制度については「廃止」との評価結果となりました。
（ 詳細は内閣府ホームページをご覧ください
<http://www.cao.go.jp/sasshin/shiwake/detail/2010-05-20.html> ）
- 防衛省では、事業仕分けの評価結果や指摘事項を踏まえ、地方事務費の制度は廃止いたしますが、皆様方にご負担をお掛けすることなく、円滑に事業を進める必要があると考えております。
- このため、平成23年度から、地方事務費の制度の廃止に伴う措置として、皆様方が行う各種書類の作成等の事務手続につきましては、防衛省や防衛省が委託した者がお手伝いをさせていただきますことといたしました。
- これまでと同様に、皆様方にご負担が掛からないようお手伝いさせていただきます。
- なお、地方事務費制度の廃止により、皆様方が自ら事務手続を行う場合においても、要した費用をお支払いすることはできませんが、防衛省がお手伝いをさせていただきますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

住宅防音工事の事務手続に関する注意事項

（事務手続をお手伝いする者について）

- 皆様方が行う事務手続は、防衛省が委託した者がお手伝いをさせていただきます。
 - 委託先が決まりましたら、このホームページに掲載し、お知らせさせていただきます。
 - また、交付申込書を配付する際にもお手伝いをする者を記載した書類を同封いたします。
- ※事務手続の進捗状況などから、同封できない場合もありますが別途、防衛省から書面をもってお知らせさせていただきます。

（事務手続経費について）

- 皆様方をお手伝いするための経費は、防衛省が委託先に直接支払いますので、皆様方にご負担はございません。
- したがって、防衛省の職員や防衛省が委託した者などが一時的であっても、皆様方へ金銭を請求することはありません。
- もし、金銭を要求された場合は、要求に応じず、下記の問い合わせ先にご連絡ください。

（その他）

- 住宅防音工事を実施する場合は、皆様方が自ら設計事務所及び工事請負業者と契約していただきます。
- 防衛省では、各業者の認定、指定、推薦及び斡旋等をしておりません。
- 各業者に住宅防音工事の勧誘を依頼することはありません。

お問い合わせ先 近畿中部防衛局 企画部 防音対策課
06-6945-4967